

計画策定の趣旨について

1 計画の概要

(1) 計画策定の目的

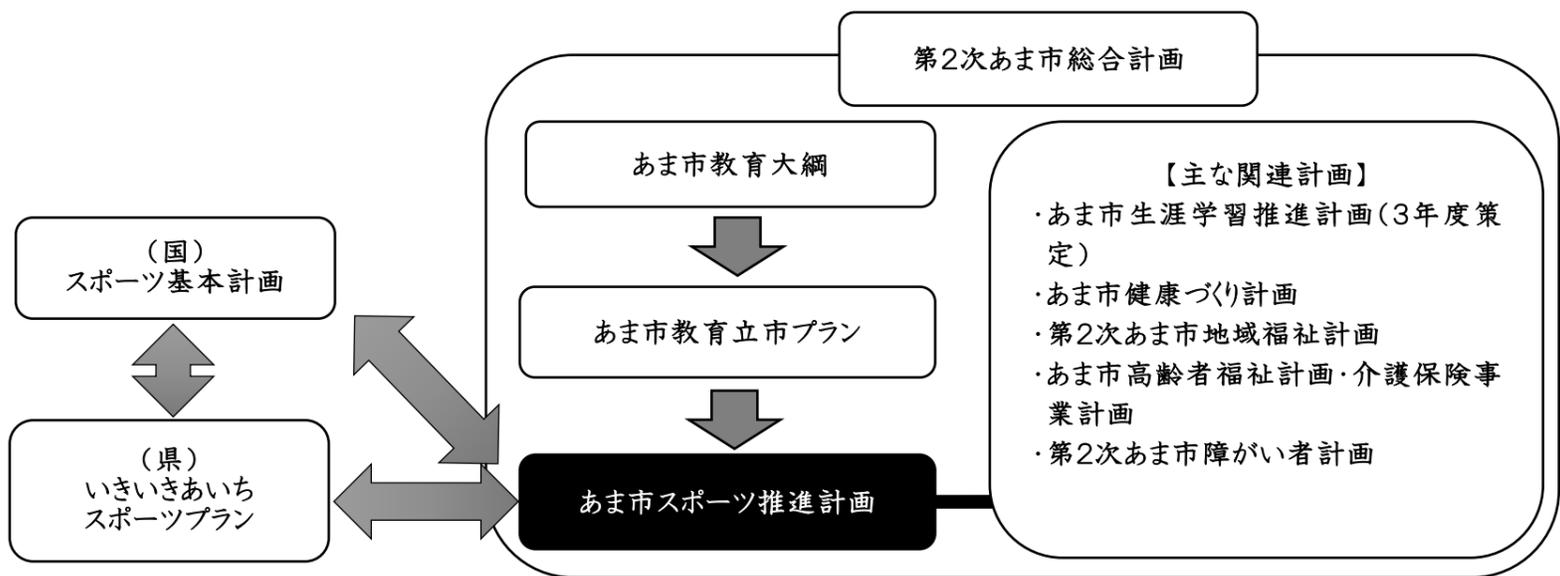
スポーツ基本法において、「その地方の実情に即した地方スポーツ推進計画を定めるよう努めること」とされています。

つきましては、スポーツを通じて幸福で豊かな生活の実情を目指し、あま市のスポーツ推進に関する基本方針を定めます。

特にスポーツとの関わりが少なかった市民の方も、気軽にスポーツを楽しみ、健康に関心を持つことができるようにスポーツの概念をできるだけ幅広く捉えて策定をします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、国が策定した「スポーツ基本計画」や愛知県が策定した「いきいきあいちスポーツプラン」を踏まえて策定します。また、「第2次あま市総合計画」をはじめとした、あま市の関連計画との整合性を図ります。



(3) 計画の期間

計画	期間
スポーツ基本計画（国）	令和4（2022）年度から令和8（2026）年度まで
いきいきあいちスポーツプラン（県）	令和5（2023）年度から令和14（2032）年度まで
第2次あま市総合計画	令和4（2022）年度から令和13（2031）年度まで
第2次あま市教育大綱	令和4（2022）年度から令和13（2031）年度まで
第2次あま市教育立市プラン	令和4（2022）年度から令和13（2031）年度まで
あま市スポーツ推進計画	令和5（2023）年度から令和13（2031）年度まで